

# 第1号通所事業(通所型サービス) 重要事項説明書

## 《令和6年6月1日現在》

第1号通所事業(通所型サービス)(以下「サービス」といいます。)の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

### 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	有限会社防府ケア・サービス
主たる事務所の所在地	〒747-0026 防府市緑町2丁目4-28
代表者(職名・氏名)	代表取締役 牧野 辰彦
設 立 年 月 日	昭和52年10月7日
電 話 番 号	0835-22-2018

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	なごみ処 しゅしゅ	
事業所の所在地	〒747-0000 防府市警固町1丁目14-40	
電 話 番 号	0835-28-1500	
F A X 番 号	0835-28-1510	
指定年月日・事業所番号	平成29年6月1日指定	3570602262
実施単位・利用定員	1単位	定員25人
通常の事業の実施地域	防府市(離島を除く)	
併 設 事 業 所		

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

### 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年始（1月1日から1月3日まで）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供時間	午前10時00分から午後3時15分まで

### 6. 事業所の従業者の体制

（令和6年6月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	0人	1人		
生活相談員	0人	2人	0人	0人
看護職員	0人	1人	2人	1人
介護職員	3人	3人	4人	0人
機能訓練指導員	0人	1人	1人	0人

## 7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払い頂く「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払い頂きます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

### (1) 通所介護の利用料

#### 【基本部分：介護予防通所介護相当】

サービス名称	対象	サービスの内容	基本利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
通所型独自サービス1	事業対象者、要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1,798円	3,596円	5,394円
通所型独自サービス2	事業対象者、要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	3,621円	7,242円	10,863円

#### 【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	基本利用料の9%

(注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（単位数に10.00を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

### (3) その他の費用

食費	昼食代 670円（おやつ代含む）
おむつ代等	紙おむつ 100円/枚    パッド 100円/枚
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道20円/kmをいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

#### (4) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日15時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日15時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。なお、介護予防通所介護サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日15時までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日15時までに ご連絡がなかった場合	食費代相当 670円

#### (5) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、当月末までにお支払下さい。

お支払方法は、郵便局の指定口座からの引き落とし、銀行振込、現金払いの中からご契約の際に選択できます。

#### 8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- ・利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎サービスが受けられない場合があります。

#### 9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

### 11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

#### (1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 0835-28-1500
	受付時間 月曜日から土曜日 10時から17時
	担当者名 甲斐、工藤、中嶋

#### (2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	防府市役所 高齢福祉課	電話 0835-25-2979
	山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話 083-995-1010 午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）

### 13. 非常災害対策

- ・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・事業所は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

### 14. 虐待の防止

- ・利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため担当者を設置し、次の措置を講じます。
  - ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ②虐待防止のための指針を整備します。
  - ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

## 1 5. 身体拘束について

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため下記に示すような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
  - (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命に危険が及ぶことが考えられる場合。
  - (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止することができない場合。
  - (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

## 1 6. 衛生管理等

- ・指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 1 7. 業務継続計画の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 8. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

### (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の30日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が30日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

## (2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

## (3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護又は要支援状態区分が自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

## (4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合